

第 86 回広島県森林審議会の開催について

高梁川上流森林計画区の地域森林計画の樹立及び江の川上流森林計画区、太田川森林計画区、瀬戸内森林計画区の計画変更のため、次のとおり森林審議会を開催します。

1 開催日時等

- (1) 日時 令和 7 年 11 月 25 日（火）14：30～16：00
- (2) 場所 県庁北館 4 階 第 2 委員会室

2 審議内容

○諮問事項

- (1) 地域森林計画（高梁川上流）の樹立
- (2) 地域森林計画（江の川上流、太田川、瀬戸内）の変更

3 審議会提出資料

当日、審議会の会場で配付します。

4 森林審議会委員

別紙名簿のとおり

5 公開の方法

傍聴、議事録の閲覧（県庁行政情報コーナー）

- 知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則（平成 13 年広島県規則第 75 号）
第 2 条 会議は、公開するものとする。（以下略）
2 会議の公開は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。
(1) 傍聴
(2) 議事録の閲覧

6 傍聴定員

5 名程度

7 傍聴手続

- (1) 傍聴の受付は、当日 14 時 00 分から会場において行います。
- (2) 傍聴を希望される方は、受付において氏名及び連絡先の記入をお願いします。
- (3) 受付は、先着順で定員になり次第、終了します。

【参考】

（地域森林計画について）

- 意義：都道府県知事が全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林について策定する計画であり、目標の達成のための森林施業の方向性を明らかにし、市町村森林整備計画の規範となるものである。
- 計画期間：10 年を 1 期とする計画を 5 年ごとに作成する。

（地域森林計画の樹立及び変更について）

- 都道府県知事は、森林計画区別に、5 年ごとに 10 年を 1 期とする地域森林計画をたてなければならない。（森林法第 5 条第 1 項）
- 都道府県知事は、地域森林計画をたて、またはこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会等の意見を聴かなければならない。（森林法第 6 条第 3 項）



広島県森林審議会委員名簿

(5 0 音順)

区分	ふりがな 氏 名	所 属
委 員	いち ば み ほ 一 場 未 帆	(有)一場木工所代表取締役
委 員	いり え よし のり 入 江 嘉 則	神石高原町長
委 員	おお うち よし こ 大 内 佳 子	広島県生活協同組合連合会理事
委 員	か とう のぶ あき 加 藤 誠 章	福山市立大学教授
委 員	こ ばやし ひで のり 小 林 秀 矩	広島県森林組合連合会代表理事会長
委 員	さと み よし き 里 見 昌 記	広島森林管理署長
委 員	たけ うち のり まさ 竹 内 徳 將	(一社)広島県木材組合連合会会長
委 員	ほり かわ とも こ 堀 川 智 子	中国木材(株)代表取締役会長
委 員	まさ もと だい 正 本 大	みずえ緑地(株)代表取締役
委 員	むら た わ か よ 村 田 和 賀 代	県立広島大学准教授
委 員	やま の うち あき こ 山 之 内 暁 子	山之内公認会計士事務所
	(1 1 名)	